

持続可能な介護保険制度の実現に向けた 介護現場の文書負担軽減策について

2022年9月29日



一般社団法人

全国介護付きホーム協会



- ・本委員会の取りまとめに向けた意見は以下の通りです。
- ・政府による規制改革推進計画(2022年6月7日閣議決定)の確実な実行と様式・システムの全国統一に向けた自治体の理解促進を何卒宜しくお願い申し上げます。

(1) 国が定める標準様式例の使用による標準化

- ・厚労省の標準様式を法令上の措置により、様式の全国統一を図るべき。

(2) 専用の窓口による簡素化・利便性向上

- ・要望は本委員会で議論し、独自政策に関する様式以外のローカルルールは無くすべき。
- ・文書負担軽減以外の運営・規定の解釈等に関するローカルルールについて、議論の対象とするのかについて、明確にしておく必要がある。

(3) 電子申請・届出システムの利用によるICT化

- ・「電子申請・届出システム」の活用を原則化し、手続きのワンストップ化を実現すべき。
- ・「電子申請・届出システム」の更なる機能拡大は、(2) 専用窓口に寄せられた事業者意見を基に本委員会で、デジタル化の更なる推進を検討していくべき。
- ・事業者の準備、自治体間の好事例共有の観点から、利用開始予定の自治体名を公表すべき。

(4) 地域による独自ルールの明確化による簡素化・標準化

- ・自治体とのコミュニケーションを図り、様式とシステムの全国統一に向けた課題整理と対策立案を進めてほしい。
- ・自治体の独自様式が可能となるケースの判断基準を明確にし、全国に徹底してほしい。

(5) その他

- ・「事故報告書の電子的な届出」の実現に向けて、具体的な検討を開始してほしい。

ローカルルールの整理について



- ・すべての事業者、自治体に共通する基本的事項の事務は様式を全国统一する。
- ・地方の特性に合わせた独自政策に関する事務のローカル様式は残る。

◎地方自治法245条を根拠とする介護保険サービス事務に関する今後の考え方

国(厚労省)	自治体(保険者)			
国の関与は 技術的な 助言	保険者(自治体) による介護保険 サービス事務 ⇒自治事務	事務区分	行政手続	様式区分
	基本的事項	指定申請 報酬請求 実地指導 等	・全国共通様式 ・ 独自様式は不可	
	地域の特性に 合わせる 独自政策事項	独自政策の 実行に必要な 事務手続き	・ 独自様式は可	

【独自政策・様式事例】

- ・人権擁護推進員等の配置義務と名簿提出

《人権擁護推進員の役割》

- ・事業所の職員に対し、人権擁護に関する研修計画を作成し、研修を実施するなど、職員に適切な指導を実施するもの。

⇒このような事例は自治体の独自政策であり、その実行に必要な独自様式の名簿が求められることはあり得る。

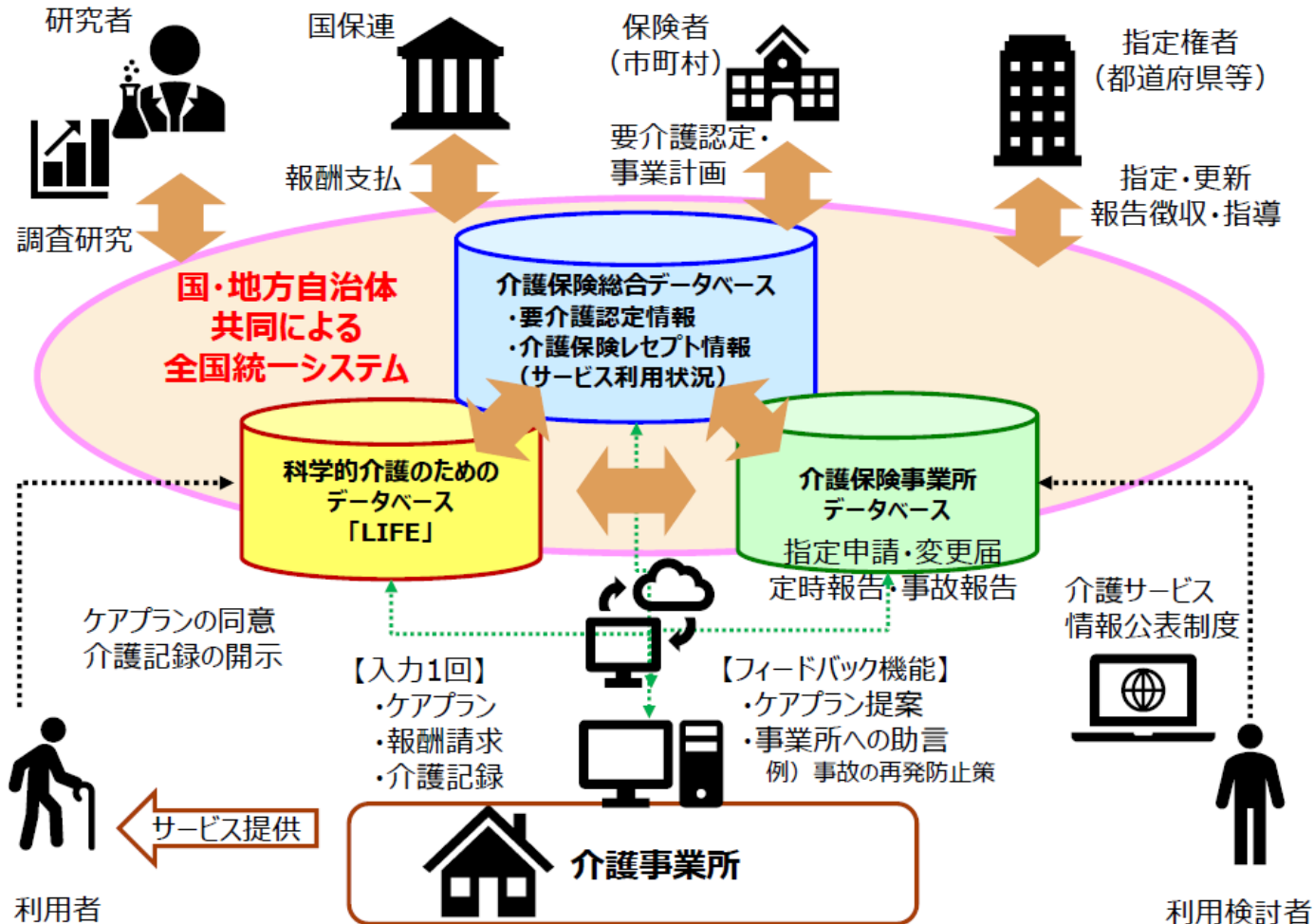
判断基準を
明確にして
徹底すべき

※出典：該当自治体ホームページ

【提案】介護分野におけるデジタル化の将来像



- ・システムの機能拡大により、事業者は更に業務効率化を進めることができる。
- ・「事業者の業務効率化」「利用者サービス向上」「行政コストの縮小」に繋がる介護システムのあるべき将来像を検討し、更なるデジタル化を進めてほしい。



参考資料

介護付きホームとは

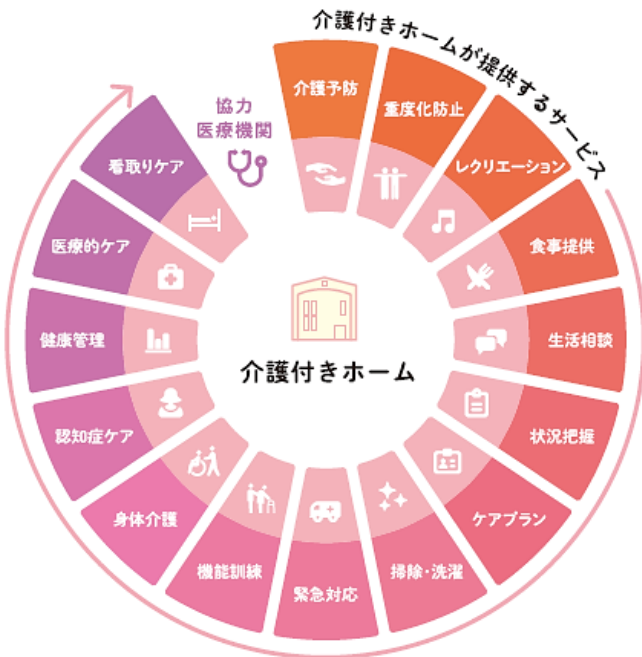


- ・介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）は、その人らしい暮らし全般を支え、ご入居者のこれまでの人生やこれからの希望に寄り添う高齢者の住まい。

介護付きホームとは？

介護付きホームが提供するサービスの範囲は広く、その人らしい暮らしの全般を支え、これまでの人生やこれからの希望に寄り添う高齢者の住まいです。

それに対し、特養は原則要介護3以上の方のため、グループホームは認知症の方のための住まいです。
また、サ高住や住宅型で介護サービスを受けるには別契約が必要ですが、介護付きホームでは、介護サービスが契約に含まれています。



介護付きホームとは、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームなど的高齢者向け住まいのことを言います。
「特定施設入居者生活介護」という言葉がわかりにくいので、厚生労働省や私たちは「介護付きホーム」と呼ぶことにしました。

○介護付きホーム（特定施設）では、ホームの馴染みのスタッフの「チームケア」による包括的なサービスを提供する。

介護保険の最低基準「3：1」の職員配置

要介護者3人に対し、常勤職員1人以上
（非常勤職員も常勤職員に換算）

（例）要介護入居者が60人のホームは、常勤換算で20人以上の職員を雇用

利用者負担	月払い方式	入居一時金方式
家賃相当額	入居一時金 なし	入居一時金 利用者負担 （家賃に充当）
	毎月利用者負担	毎月負担なし
管理費・食費 光熱水費	利用者負担	
介護保険 給付費	利用者1～3割負担（月額定額） （介護保険から9～7割の給付）	
上乗せ介護 費用（一部）	利用者負担	

全国介護付きホーム協会（介ホ協）概要

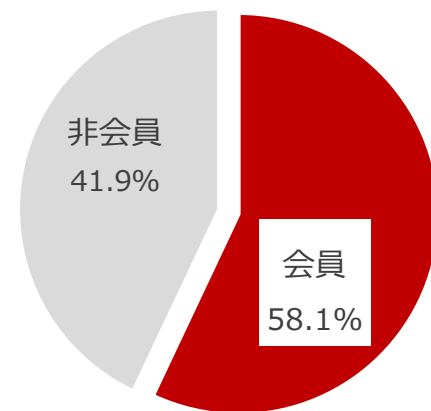


■ 目的

事業者の相互連携による、

- サービスの質的向上・事業運営適正化のための調査研究・研修の実施
⇒「介護保険制度の下での介護付きホーム事業の健全な発展に寄与」
- 行政当局その他関係機関との連絡調整

全特定施設定員数に占める
会員施設定員数の割合



■ 会員数

正会員 882法人

■ 会員ホーム数

正会員 2,987施設

■ 会員ホーム定員数

正会員 187,273人
(組織率58.1%)

■ 体制（常任理事以上）

代表理事	老松 孝晃	株式会社ベネッセスタイルケア 取締役 専務執行役員
副代表理事	鷺見 隆充 植村 健志	SOMPOケア株式会社 代表取締役社長COO 株式会社アズパートナーズ 代表取締役社長 兼 CEO
常任理事	市原 俊男 秋山 幸男 下村 隆彦	株式会社サン・ラポール南房総 代表取締役 株式会社ニチイケアパレス 代表取締役社長 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 代表取締役会長 兼 社長

■ 任意団体設立

2001年6月29日「特定施設事業者連絡協議会」設立

■ 一般社団法人化

2011年4月1日「一般社団法人 全国特定施設事業者協議会」に改編

■ 名称変更

2017年6月14日「一般社団法人全国介護付きホーム協会」に名称変更

